

平 20 福個答申第 2 号
平成 21 年 2 月 10 日

福 岡 市 教 育 委 員 会 様
(指導第 2 部学校指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義

保有個人情報訂正請求に係る訂正拒否決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 20 年 4 月 22 日付け教指学第 115-1 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

(諮問第 39 号)

「□□中学校が作成した「いじめの具体的内容」の訂正拒否決定処分の件

(平成 20 年 3 月 27 日提起)

答 申

1 審議会の結論

「□□中学校（以下「当該学校」という。）が作成した「いじめの具体的内容」に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否決定処分は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成 20 年 3 月 24 日に実施機関が審査請求人に対して行った本件保有個人情報訂正拒否決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 審査請求の経過

① 平成 20 年 2 月 14 日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、審査請求人の子である〇〇（以下「本人」という。）の、当該学校が平成▽年▽月▽日から不登校となっている■君（以下「A」という。）の件で、本人を加害者の一人と認定した事実関係資料のうち、●年●組のアンケート調査から出た本人に関する一切の資料 ▲▲部員のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 △人の加害者と認定した者のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 教師が聞き取りによってメモした本人に関する一切の資料」に記録された保有個人情報の開示請求を行った。

② 平成 20 年 2 月 25 日、実施機関は、下記ア、イの処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ア 審査請求人が請求した保有個人情報のうち、「本人が書いたアンケート」及び「教師が聞き取りによってメモした本人に関する一切の資料」について開示決定処分を行った。

なお、実施機関は、「教師が聞き取りによってメモした本人に関する一切の資料」として、本件保有個人情報及び「学校のいじめ撲滅のための取り組み」を開示している。

イ 審査請求人が請求した保有個人情報のうち、上記ア以外の保有個人情報について、

(ア)「▲▲部員のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 △人の加害者と認定した者のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料 教師が聞き

取りによってメモした本人に関する一切の資料のうち、本人以外の生徒が書いたアンケート」について、条例第20条第2号及び6号に該当する、

(イ) 「●年●組のアンケート調査からでた本人に関する一切の資料のうち、本人以外の生徒が書いたアンケート」について、開示請求にかかる保有個人情報を保有していない、

として非開示決定処分を行った。

③ 平成20年2月27日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第33条第1項及び第2項の規定に基づき、訂正を求める内容が事実であることを説明する資料として、「本人が書いたアンケート」を提出し、本件保有個人情報の訂正請求を行った。

④ 平成20年3月24日、実施機関は、関係者へのアンケート調査や聞き取り調査を行い、その結果を職員で整理した上で本件保有個人情報を作成しており、訂正請求には理由がない、として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

⑤ 平成20年3月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論意見書及び平成20年7月17日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

① Aの保護者に、本人に関する個人情報とそれを書いた生徒の氏名を開示し、また、本件保有個人情報を関係者に配布し、本人の氏名と本人に関する個人情報を開示するなど、当該学校が行った一連の行為は、条例第1条及び第4条の趣旨を逸脱し、本人の権利利益を著しく侵害するとともに、保有個人情報の不適正な取扱いを行っている。

② 当該学校は、ずさんな調査によって、一方的に本人をいじめの加害者と認定した。当該学校がアンケート調査によって取得した情報には、本人が否定している内容が入っており、本人が否定していることを裏付けも取らずに、実名をあげて「いじめの具体的内容」を作成し、関係者に配布した。

③ 「いじめの具体的内容」の配布にあたっては、本人の健全な育成を図る見地に照らし、教育上、より一層慎重な取扱いがされるべきにもかかわらず、一方的に配布した。本人は、事実でない内容を開示されたことにより心を深く傷つけられており、

訂正請求を行ったものである。

- ④ 「いじめの具体的内容」とアンケートとは同じ内容のはずなので、本人のアンケートに記載がない情報や記載内容と異なる表現について、本件保有個人情報を訂正して欲しい。
- ⑤ 条例第 35 条の趣旨は、内容が事実でない個人情報により、本人の権利利益が侵害されることを未然に防止するための訂正制度のはずである。既に本人の権利利益が著しく侵害されている事実を直視して欲しい。
- ⑥ 本件保有個人情報のうち、下記の箇所の訂正を請求する。
 - ア 本人が否定しており、また本人のアンケートに記載がないにもかかわらず、実施機関が一方的に記載している、事実が確認できない情報を削除すること。
 - イ 本人のアンケートと表現が違っている情報を、本人のアンケートの記載の通りに訂正すること。
 - ウ Aの保護者に関する情報に本人の意見を付記すること。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 20 年 8 月 28 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- ① いじめの実態を的確、公正に把握し、早期解消、被害の拡大防止という教育的指導に生かすために、本件アンケート調査等として、各生徒に対し自発的なアンケート記載の機会を設け、記載後に複数職員での個別の聞き取り調査を行うとともに、Aの保護者についても複数回にわたる家庭訪問での聞き取り調査を行っている。

また、事実認定についても、原則として複数人のアンケート調査を基に認定しており、審査請求人が、削除、訂正、付記の根拠としている本人記載のアンケート等をも考慮に入れて、総合的に判断している。よって、審査請求人が主張するように、本人の意見を不当に無視し、一方的に作成したものではない。
- ② いじめの解消にあたっては、人間関係の修復、いじめた側、いじめられた側双方の内心に重点を置いた指導をおこなっていくことが重要である。学校において、実際にどういうことを行ったのか、事実を厳格に認定することは限界がある。いじめられた人間が、心理的に圧迫感がある状態で、いじめた側が何もしていない、という状況もままあることであり、そういった中で、いじめた側が何もしていないと言っても、回りの状況、他の生徒の証言等を考慮して総合的に判断していかなければならないと考える。

- ③ 本人記載によるアンケートのみをことさらに尊重して、本件保有個人情報の削除、訂正、付記を認めることは、条例第 13 条第 2 項が示す「実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない」との努力義務に反し、公文書の正確性、公正性等を著しく阻害する結果を招く可能性が極めて高い。
- ④ 審査請求人は、アンケート調査等を総合的に検討したうえで作成した本件保有個人情報の事実を覆すに足りる十分な新事実を示しているとは言い難く、本人記載のアンケートのみを持って、事実の認定が「一方的」であると断定し、内容の削除、訂正、付記を求めるものであり、条例第 35 条が示す「当該訂正請求に理由がある」場合であるとは認められない。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、当該学校が、Aの不登校の原因であると認定したいじめ（以下「本件事件」という。）に関する実態を把握するために、関係生徒からの記名アンケート調査及びアンケートを記載した生徒からの聞き取り調査並びにAの保護者からの聞き取り調査を基に、当該学校が本件事件の加害者と認定した△人の生徒の個人名も記載して作成した資料であり、△人の加害者と認定された生徒及びその保護者並びにAの保護者に配布したものである。

(2) 本件保有個人情報の訂正・非訂正の決定について

- ① 保有個人情報の訂正請求は、個人情報の正確性の確保に関する規律の実効性を担保するためのものであり、誤った個人情報が利用され、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するための重要な制度であり、条例第 33 条第 1 項において、何人も自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該訂正を求める内容が事実であることを説明する資料を提示して、訂正を請求することができる定められている。
- ② 訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、訂正請求の対象は客観的な「事実」であって、評価・判断には及ばない。
- ③ 審査請求人は、本件保有個人情報とアンケートとは同じ内容のはずであり、本人のアンケートに記載がない情報や記載内容と異なる表現について、本件保有個人情報を訂正することを請求している。

本件保有個人情報、生徒が記載したアンケートをそのまま転記したものであれば、アンケートの記載内容を根拠として訂正することに理由があるが、本件保有個人情報は、生徒が記載したアンケートをそのまま転記したものではなく、記載してある内容から大幅な取捨選択を行い、また関係生徒やAの保護者への聞き取り調査の内容を加えるなど、実施機関が総合的に判断して作成したものと認められる。

よって、本人が書いたアンケートの記載内容を根拠として、本件保有個人情報に記載している事実を訂正することは認められない。

④ また、審査請求人は、本件保有個人情報に新たに本人の意見を付記するように請求しているが、このような意見の付記は、本件保有個人情報に記載されている事実と誤りがあるので訂正をするというものではなく、条例 33 条の訂正請求権の趣旨に合致しないと判断する。

⑤ 以上のことから、実施機関が本件保有個人情報について行った訂正拒否決定処分は妥当である。

以上により、実施機関が本件保有個人情報について行った訂正拒否決定処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 20 年 3 月 24 日	実施機関から諮問
平成 20 年 4 月 25 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成 20 年 5 月 23 日	審査請求人から反論意見書を受理
平成 20 年 7 月 17 日 (第 82 回不服申立て部会)	審査請求人から意見聴取及び審議
平成 20 年 8 月 28 日 (第 83 回不服申立て部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成 20 年 9 月 18 日 (第 84 回不服申立て部会)	審議
平成 20 年 10 月 22 日 (第 85 回不服申立て部会)	審議
平成 20 年 11 月 19 日 (第 86 回不服申立て部会)	審議

平成 20 年 12 月 17 日 (第 87 回不服申立て部会)	審議
平成 21 年 1 月 29 日 (第 88 回不服申立て部会)	審議